

「いわての川づくりプラン懇談会」規約

(名称)

第1条 本会は、「いわての川づくりプラン懇談会」(以下「懇談会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本懇談会は、快適に安心して暮らせる社会の実現や、自然と共生し、循環を基調とする社会の実現にむけ、新しい時代に対応した河川のあり方について状況を把握し、県へ助言を行うことを目的とする。

(所掌事項等)

第3条 懇談会は、前条の目的を達成するため次の事項について、状況を把握し、県へ助言を行うものとする。

- (1) 「いわての川づくりプラン」の推進について
- (2) 県が策定する「河川整備基本方針等」について
- (3) 河川の長期計画について
- (4) その他、目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 懇談会は、岩手県県土整備部長が就任を依頼し、承諾を得た別表の構成員をもって組織するものとする。

(座長)

第5条 懇談会に座長を置き、構成員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は会務を総務し、懇談会の議長となる。
- 3 座長の代理は、座長の指名するものがその任務を代行する。

(任期)

第6条 構成員の任期は、就任の日から2年とする。ただし、構成員が欠けた場合における後任構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 懇談会は県土整備部長が招集する。

- 2 懇談会は、必要があると認める場合は、構成員以外の者の出席を求めることができる。
- 3 懇談会は、原則として公開とし参加者は座長の了解のもとに発言できるものとする。

(事務局)

第8条 懇談会の運営に関する事務を行うため、事務局を置く。

- (1) 事務局は河川課に置く。

(その他)

第9条 この規約に定めるものの他、懇談会の運営に必要な事項は懇談会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成14年11月8日から、施行する。

附 則

この規約は、平成16年8月5日から、施行する。

附 則

この規約は、平成18年8月11日から、施行する。

附 則

この規約は、令和6年1月31日から、施行する。